

USTR が 2023 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2023 年 4 月 27 日
JETRO NY 知的財産部
石原、福岡

米国通商代表部（USTR）は 4 月 26 日、2023 年版スペシャル 301 条報告書¹を公表した。

当該報告書は米国通商法 182 条に基づき、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには「優先国（Priority Foreign Country）」「優先監視国（Priority Watch List）」、「監視国（Watch List）」の 3 段階がある。USTR は、2023 年版報告書において、7 カ国を「優先監視国」、22 カ国を「監視国」として特定した。

昨年版の報告書と比較すると、優先監視国については、昨年版で特定されていた 7 カ国が引き続き特定されている。監視国については、ベラルーシおよびブルガリアの 2 カ国が新たに追加された。ベラルーシについては、コンピュータープログラムなどの特定の著作物の権利者が、同国に対して「非友好的な行動をとっている²」外国の者である場合に、著作物の無許諾使用を合法化する法律が成立したため追加したとしている。ブルガリアについては、オンライン上の海賊版に関する事件の捜査における証拠収集に欠陥があるため追加したとしている。しかし、ブルガリアは同問題を改善する可能性のある法案の起草を開始したことから、USTR は、2023 年中に改善状況を別途評価（Out-of-Cycle Review³）する予定としている。

なお、ウクライナは 2021 年版報告書において優先監視国であったが、ロシアの侵略を受けて、昨年に引き続き今年の評価は保留されている。

報告書では、COVID-19 の感染拡大に対抗するバイデン政権の包括的な活動として、TRIPS 協定の知財保護義務を免除する、いわゆる TRIPS ウェイバーについて議論を支援したことが紹介されている。この問題に関する WTO での継続的な議論を支持し、USTR は米国国際貿易委員会に対し、COVID-19 診断薬と治療薬に関する調査を行い、需要と供給、価格などに関する情報を提供するように要請している⁴ことが報告されている。

監視国ごとのレポートでは、中国について最も多くの紙面を割き、知財の保護と権利行使に関して多くの深刻な懸念が残っており、問題への対処を目的とした改革のペースも鈍化していると指摘している。強制的な技術移転、営業秘密、悪意の商標、模倣品やオンライン海賊版といった長年の問題についても懸

¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/2023-04/2023%20Special%20301%20Report.pdf>

² ロシアのウクライナ侵略にベラルーシが関与したとして制裁を科している場合を含むとしている。

³ 貿易相手国や利害関係者との緊密な関与と協力を通じて、特定の知財関係の課題に対処し改善する機会を提供するレビュー方法。

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2023/20230202.pdf

念を示している。2022年の特許法、著作権法、刑法の改正等、いくつか前向きな施策が実行されたものの、施策の妥当性や効果について懸念があるとしている。また、知財を中国による市場支配と結びつける中国当局者の発言は、引き続き強い懸念であるとしている。具体的には中国共産党中央委員会および国務院は、2021年から2035年の知財に関する目標の概要において、知財を中国の国際競争力のための「戦略的資源」として強調している点を指摘している。これらの姿勢は、強制的な技術移転や外国企業に対する不公平な取扱いといった懸念を引き続き想起させるとしている。

ロシアについては、ウクライナ侵略を受けて米国はロシアを世界経済から孤立させる措置をとったため、USTRが知財の保護と権利行使に関する問題についてロシアに影響力を行使することが困難になっていると昨年に引き続き説明している。ロシアでは著作権侵害や模倣品、集中管理団体の運用が不透明であることや、ロシア当局には知財の侵害等に対処するための十分な人員、専門知識および政治的意思が欠如しているという関係者からの報告を懸念するとしている。また、ロシアがウクライナ侵略を踏まえた各国による制裁への対抗措置として、これらの国に所在する者の知財を補償金なしで使用することを許可したことや、非友好国の外国人権利者がライセンス料を徴収する能力を制限する措置を講じたことを注意深く監視するとしている。

海外における知財の保護と権利行使を強化する動きというセクションでは、日本における動きも紹介されている。具体的には、2022年10月に海外事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為が商標権の侵害行為となる改正法が施行され、模倣品の水際取締りが強化されたことが紹介されている。

【優先監視国】

アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、ベネズエラ

【監視国】

アルジェリア、バルバトス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム

(以上)